

ポイント

・検索サービスでの日本の劣勢、制度に問題
・米フェアユース規定参考に、日本も導入を
・対症療法を排し、一般規定の導入を急げ

城所 岩生 国際大学客員教授

政府の知的財産戦略本部が6月に発表した「知的財産推進計画2009」は、デジタル・ネット時代に対応した知的財産権制度を整備する施策の一環として、権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入を掲げ、今年度中に結論を得て、早急に措置を講じるとしている。

著作権法は著作物の利用と保護のバランスを図ることを目的とした法律だ。著作物の利用には著作権者の許諾を求めて保護する一方、許諾がなくても使用できる権利制限規



公正な利用なら許諾不要

定を設けて利用に配慮している。日本の著作権法はこの権利制限規定を個別に列挙しているが、米国は使用目的がフェア(公正)なら、許諾なしの使用を認める包括的権利制限規定として、「フェアユース」規定を置いている。

デジタル時代の著作権

必要の程度、個別権利制限規定を追加する「対症療法」では、デジタル・ネット時代に対応できな

ない恐れがある。そこで文化審議会(文部科学相の諮問機関)の著作権分科会法制問題小委員会が検討中である。フェアユース規定がないと起業の妨げになり、競争力見劣りにつながる。以下で、具体例を交え権利制限の一般規定導入の必要性を考えたい。

◆ ◆ ◆
検索エンジンは日米とも1

た。一方米国では、検索されたくない場合、その旨を意思表示すれば、検索を技術的に回避する手段を用意するオプトアウト方式で対応した。検索サービスは情報の網羅性や包括性が命であるだけに両者の差は決定的である。わが国の検索サービス市場では現在、日本の著作権法が適用されない米国内にサーバーを置く米国勢が圧倒的シェアを占め、日本勢はトップでも2



994年に誕生した。フェアユース規定のないわが国では、著作権侵害の恐れを回避するため、事前に検索するウェブサイトの了解を取るオプトイン方式が採用されてき

%にすぎない(表)。中国や韓国で国内勢が圧倒的シェアを占め、米国勢が苦戦を強いられているのと対照的である。

政府は、2009年の著作権法改正で個別権利制限規定を追加し、検索サービス事業者は日本国内にサーバーを置いてサービスを提供できるようにになった。しかし、日本の検索サービス事業者は束になってもシェアが10%以下しかなく、国内勢が巻き返しを図るのは容易ではない。

当初、「日の丸検索エンジ

米の法制度に倣え

起業を促し、競争力強化へ

ン」と騒がれた経済産業省の情報大航海プロジェクトも、3年目の今年度で最終年度を迎えるが、日本勢のシェアを巻き返せそうない。対照的に自国での圧倒的シェアで力をつけた中韓の検索サービストップ企業は、グローバルプレイヤーに育ちつつある。

>>上

検索サービスのシェア

| 国名 (調査時期) | 日本 (09年1月) | 中国 (09年4~6月) | 韓国 (09年4月) |
|--------------|---------------|--------------------|---------------|
| 国内勢トップ(シェア) | 楽天 (2.2%) | バイドゥー (百度) (75.7%) | ネイバー (61.9%) |
| 海外勢トップ(シェア) | ヤフー (51.3%) | グーグル (19.8%) | グーグル (7.3%) |

(出所)米コムスコア

ターネットアーカイブ」は、過去のウェブページをアーカイブ(文書保存)するデータ閲覧サービス(ウェイバックマシン)を運営している。このウェイバックマシンに対する著作権侵害訴訟は提起されていない。非営利団体で歴史的資料の保存という社会的に意義のある目的を果たしているため、当然フェアユースが成立すると思われるからだ。

今回の著作権法改正で認められるのは検索エンジンのサーバーへのキャッシュ(一時保存)までで、ウェイバックマシンのような永久保存は認められない。国立国会図書館もホームページをアーカイブしているが、地方自治体など限られたサイトである。我々の過去のホームページを見るのも米国の民間団体のサーバーに頼らざるを得ないのだ。

◆ ◆ ◆
クラウドコンピューティン

グ時代を象徴するサービスにネット上の大容量サーバーにデータを保存する「ストレージサービス」がある。このサービスに対しても日米で対照的な判決が出ている。ユーザーのパソコンにある音楽をサーバーに保存し、ユーザーが携帯電話にダウンロードして聴くことができるサービスを開発したベンチャー企業に対し、日本音楽著作権協会(JASRAC)が著作権を侵害すると主張。裁判所は侵害を認める判決を下した。

米国ではケーブルテレビ会社社が、利用者が自宅の録画機器ではなく、同社のサーバー上に録画し、再生できるサービスを提供した。映画会社とテレビ局の訴えに対し、連邦高裁は侵害を否認する判決を下し、最高裁も支持した。通信・放送融合関連サービスも、フェアユース規定の有無で日米の明暗は分かれている。海外に居住する日本人が日本のテレビ番組を視聴でき

る転送サービスを開発したベンチャー企業を放送局は次々に訴えた。ベンチャー企業は1件で敗訴、2件は係争中で、確定した判決は出ていない。

米国で、同種のサービスに対する訴訟は提起されていない。米著作権法はフェアユースを判定する際に考慮すべき4要素を規定。中でも裁判所が最も重視するのが、原作品の市場を奪うか否かの第4要素である。これらのサービスが原作品の市場を奪うわけではなく、逆に新たな市場を開拓するサービスなので、フェアユースが認められるとみられているからだ。サービスを開発したベンチャー経営者も、フェアユース規定のおかげで消費者に便利なサービスを提供できたと言っている。

◆ ◆ ◆
検索サービスの適法化に15年かかったように立法はどうしても後追いになる。必要の程度、個別権利制限規定を追

加する対症療法的な改正では技術革新の時代に追いつけない。予測不可能な技術革新にも柔軟に対応できる、フェアユース規定のような権利制限の一般規定の必要性は高い。確かに著作権法の目的は文化の発展に寄与することにある。特許法のように産業の発達に寄与することを目的とするわけではない。しかし、文化の発展の観点からもフェアユース規定の有無が日米で明暗を分けた実例がパロディである。日本ではパロディを適法とする最終判決はまだ出ていない。

グーグルが世界の図書館の蔵書をデジタル化して、検索可能にした図書館プロジェクトに対し、著作権団体が提起した訴訟の和解案が昨秋発表された。この訴訟は集団訴訟であったことと日米ともベルヌ条約という著作権保護の国際条約に加盟していることから、日本の著作権者も9月8日までに和解に参加するか否

かの選択を迫られることになり、わが国の出版界に黒船騒ぎを巻き起こした。

著作権者らは許可なく書籍を複製することは著作権侵害だとして訴えた。グーグルは検索可能にするために書籍全文を複製するが、表示するのは数行の抜粋だけで、フェアユースであると主張した。

ウェブ検索では検索サービスのもたらす社会的効用なども勘案し、裁判所はグーグルのフェアユースを認めた。書籍検索も同様にフェアユースが認められるのではと見る識者も少なくなかった。だが和解案は権利者不明の「孤児作品」をグーグルが事実上独占する結果を招くなど、著作権侵害の恐れも含んでいる。

和解案に対し裁判所から意見を求められた米政府は、現在の形での和解案は却下すべきだとしつつ、和解案に修正を加えて、和解成立に導くよう判事に要請している。日本政府は特に意見を提出しなかったが、独仏両国は和解案に対する意見を提出した。司法省はそれらの意見も引用しつつ、外国の著作権者の利益も取り込んだ形での和解案修正を示唆している。

◆ ◆ ◆
グーグルは誰でもいつでもどこでも、歴史および文化の偉大な作品が探索可能なツールをもつべきだという前提のもと、このプロジェクトをはじめた。和解案がどう修正されるように、この初志を貫徹すべきだとしている。

◆ ◆ ◆
90年代にIT(情報技術)は米国経済をけん引した。今回もグーグルの画期的な書籍検索サービスを世界に広めたという国家戦略的な意向が透けて見える。わが国も情報大爆発時代の社会インフラ化した検索サービスの育成、書籍のデジタル化への対応など国家戦略の視点でフェアユース導入を議論すべきであろう。

◆ ◆ ◆
きどころ・いわお 41年生まれ。東大法学、ニューヨーク大修士。米国弁護士。専門は情報通信法